

## 【東日本大震災による代替取得車両の非課税措置が延長されました】

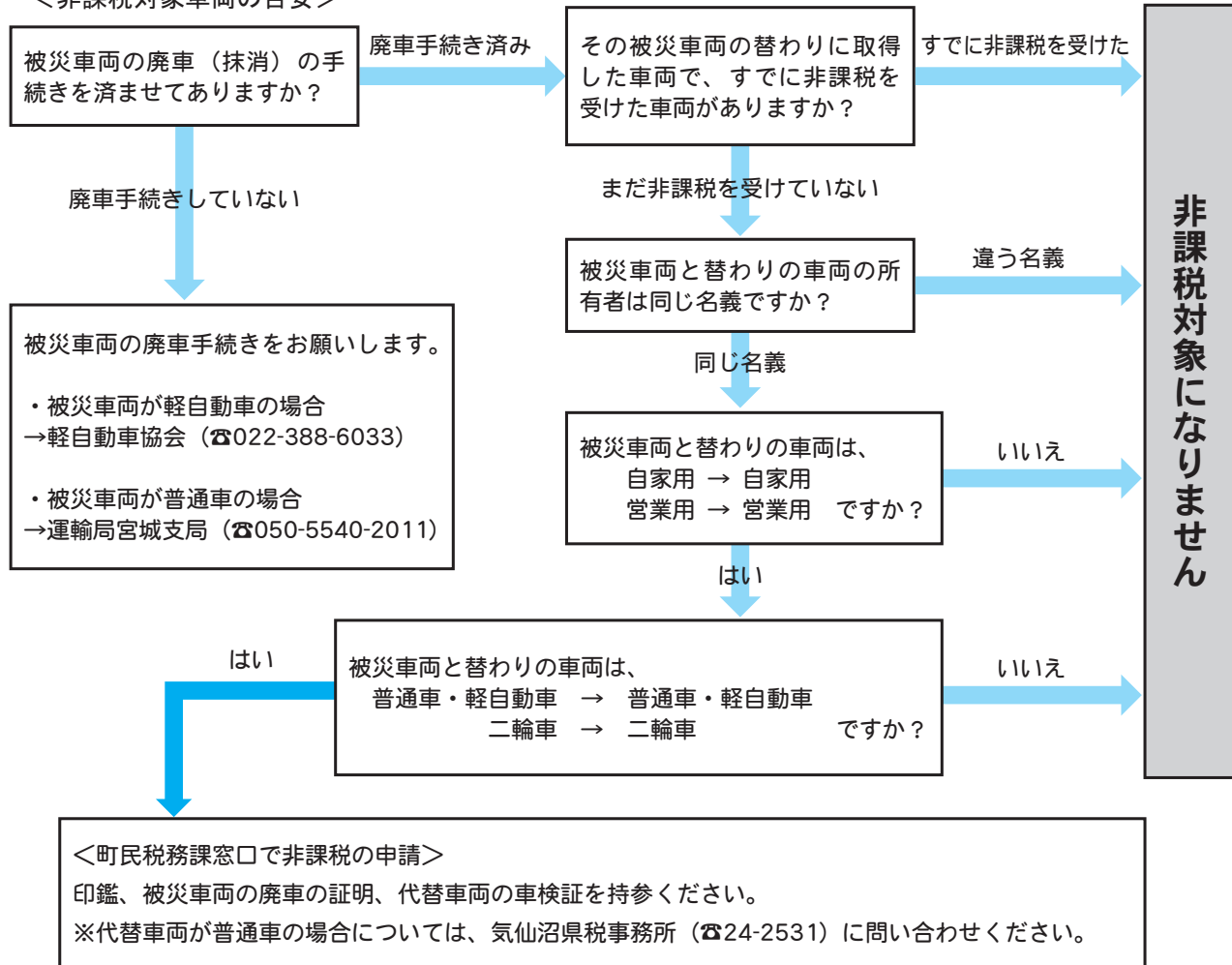
震災により流失・損壊した被災車両の代わりに取得した代替車両は、申請により軽自動車税が非課税となります。

代替車両の取得時期	非課税となる年度	課税が始まる年度
平成23年度 (H23.4.1~H24.3.31)	平成23・24・25年度	平成26年度 (今年度から課税)
平成24年度 (H24.4.1~H25.3.31)	平成24・25年度	
平成25年度 (H25.4.1~H26.3.31)	平成25・26年度	平成27年度
平成26年度 (H26.4.1~H27.3.31)	平成26・27年度	平成28年度
平成27年度 (H27.4.1~H28.3.31)	平成27・28年度	平成29年度



※平成23・24年度に取得した代替車両の非課税期間は平成25年度までとなり、平成26年度からは通常どおり課税されます。

### <非課税対象車両の目安>



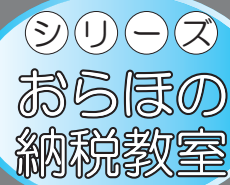
### <ご注意ください>

- 震災後、被災車両として課税を保留する届け出をした車両も軽自動車協会での廃車手続きが必要です。被災車両については、代替車両の非課税措置を受けない場合でも、速やかに廃車手続きをするようお願いします。
- 廃車手続きが済んでいるか不明な場合は、所有者とナンバーが分かれば登録状況を確認できますので、町民税務課までお問い合わせください（被災車両として課税保留となっていて廃車手続きが済んでいない車両の所有者へは、後日改めて通知する予定です。）。
- 納税通知書の発送の時期（4月）に「すでに廃車した車の通知書が届いた」という問い合わせがあります。納税通知書が発送される車両は4月1日時点で登録がある車両ですので、自動車等を廃車したときには廃車の手続き・確認をお願いします。

廃車登録がされていない軽自動車等は、軽自動車税が課税されます。  
抹消（廃車）手続きは確実に行うようにしましょう。

廃車手続きの詳しい内容については、宮城県軽自動車協会（☎022-388-6033）へお問い合わせください。

問い合わせ 町民税務課 税務係 ☎46-1372



今月より、国民の義務のひとつである「納税」について暮らしに役立つ情報をシリーズでお伝えしていきます。  
第1回目は、さまざまな税金のもとになる所得税の確定申告がテーマです。来年の確定申告をスムーズにできるよう、準備を進めていきましょう。

### <確定申告の義務>

毎年2月から3月に、所得税法に基づく、税務署への確定申告の期間が設けられています。  
確定申告期間には、農業や漁業、自営業などで得た「事業所得」や、土地や建物などの貸付で得た「不動産所得」、土地や建物などの資産を譲渡することによる「譲渡所得」など、**前年中に所得のあった人は、所得金額等を申告しなければなりません。**  
(収入が給与のみで勤務先から報告書が町に提出される方など、確定申告の必要がない場合もあります。)

### 確定申告をしないと…

確定申告は、所得税の計算のもととなるほか、住民税（町県民税）や国民健康保険税、介護保険料等の算定資料にもなります。  
確定申告をしないと、これらの税金の軽減措置を受けられないなど所得に応じた税額の算定ができなくなるほか、各種手続きに必要な所得証明書等の発行もできなくなります。

町では、確定申告に併せて、同じ時期に住民税申告の期間を設けています。確定申告の必要がない方であっても、住民税算定等のため収入状況の届け出をお願いしますので、確定申告の時期が近づきましたら、広報紙や町から送られる書類をよく確認するようにしましょう。

## 農業や漁業、自営業などの事業所得がある方 不動産所得がある方などは… 帳簿の記帳と書類の保存が義務化されました！

### 帳簿の記帳とは…

売り上げなどの収入金額、仕入れや経費について、取り引きの年月日、売り上げ先・仕入れ先・支払い先など相手方の名称、金額等を項目ごとに帳簿に記載することです。

### 保存が必要な書類は…

記帳した帳簿のほか、受け取った請求書・領収書などの書類を整理して保存する必要があります。  
書類の種類によって異なりますが、5年から7年の保存期間が定められています。



この帳簿等は、所得税の確定申告時に必要です。**整理が不十分な場合、申告受付ができないことがありますので、今のうちから準備をこころがけましょう。**

事業所得や譲渡所得の確定申告、帳簿の記帳と書類の保存制度についてのご不明な点は、気仙沼税務署（☎22-6780）へご相談ください。

問い合わせ 町民税務課 税務係 ☎46-1372